

更生保護における社会復帰支援施策及び
保護観察における措置等について

更生保護における社会復帰支援施策

～更生保護事業～

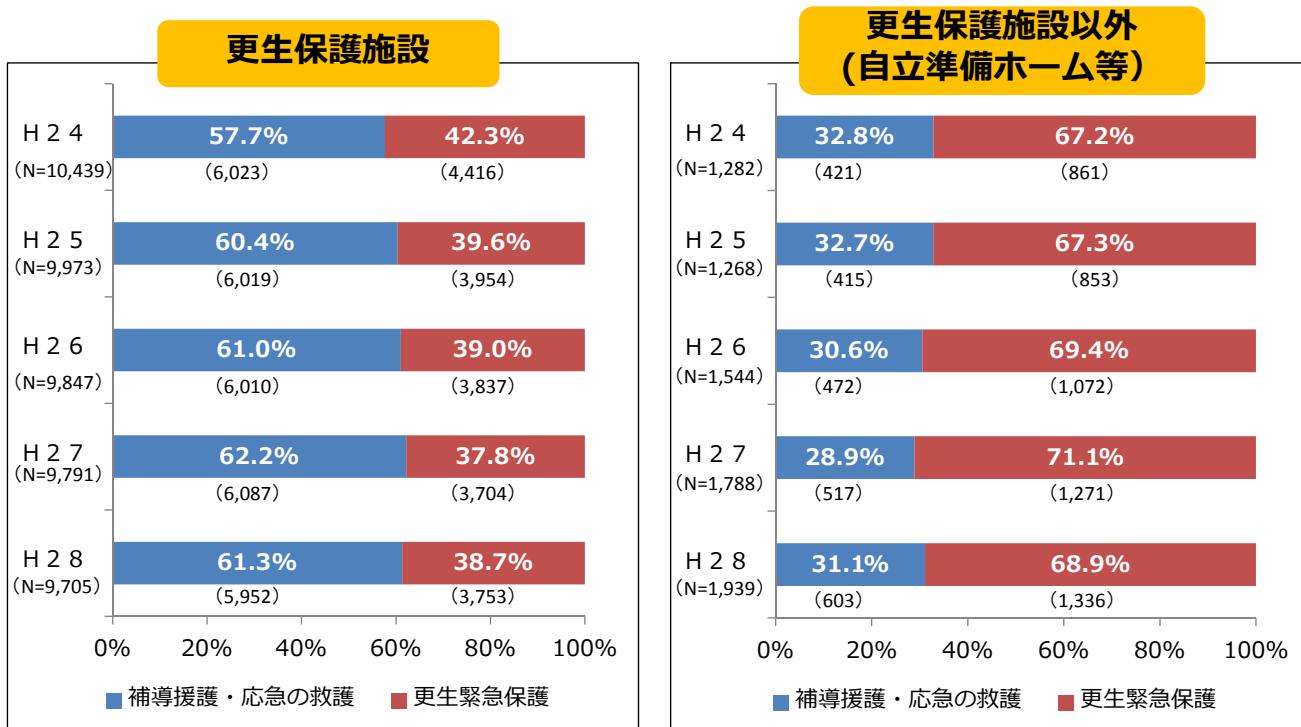
	事業内容	対象 (法第2条第2項各号)	事業運営に おける認 可・届出の 要否	法務大臣による監督
継続保護 事業 (法第2条 第2項)	右欄の者を 更生保護施設 に収容 して、①宿泊場所の供与、②教養訓練、医療又は就職の援助、③職業の補導、④社会生活に適応させるために必要な生活指導、⑤生活環境の改善又は調整等の 改善更生に必要な保護 を行つ事業	<input type="radio"/> 保護観察対象者 <input type="radio"/> 満期釈放者・仮釈放期間満了者 <input type="radio"/> 次の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者 ・保護観察に付されない刑の全部執行猶予 ・保護観察に付されない刑の一部執行猶予(猶予期間中の者に限る) ・罰金又は科料 ・起訴猶予 <input type="radio"/> 少年院退院者 等	法務大臣の認可を受けることが必要	・適合命令 ・事業経営の制限・停止命令、認可の取消し ・事業報告 ・立入検査 ・助言、指導、勧告
一時保護 事業 (法第2条 第3項)	右欄の者に対し、①宿泊場所への帰住、医療又は就職の援助、②金品の給与又は貸与、③生活相談等の 改善更生に必要な保護 (継続保護事業として行うものを除く。)を行つ事業	・保護観察に付されない刑の一部執行猶予(猶予期間中の者に限る) ・罰金又は科料 ・起訴猶予 <input type="radio"/> 少年院退院者 等	法務大臣への届出が必要	・事業経営の制限・停止命令、認可の取消し ・事業報告 ・立入検査 ・助言、指導、勧告
連絡助成 事業 (法第2条 第4項)	右欄の事業に関する 啓発 、 連絡 、 調整 又は 助成 を行つ事業	<input type="radio"/> 継続保護事業 <input type="radio"/> 一時保護事業 <input type="radio"/> 継続保護事業・一時保護事業の対象となる者の改善更生を助けることを目的とする事業	法務大臣への届出が必要	・事業経営の制限・停止命令、認可の取消し ・事業報告 ・立入検査 ・助言、指導、勧告

(注) 「法」とは、更生保護事業法(平成7年法律第86号)を指す。

更生保護施設と自立準備ホームの 法制上の位置付けに関する異同

	更生保護施設	自立準備ホーム
委託の根拠	「更生保護事業を営む者」 ・更生保護法 第61条第2項 ・更生保護法 第62条第3項 ・更生保護法 第85条第3項	「その他の適當な者」 ・更生保護法 第61条第2項 ・更生保護法 第62条第3項 ・更生保護法 第85条第3項
事業認可の要否	要	非該当 (継続保護事業に位置付けられていない)
法務大臣による監督	有	非該当 (継続保護事業に位置付けられていない)
事業者数	101法人・103施設 (平成29年6月1日現在)	375事業者 (平成29年4月1日現在)
定員	2,383人 (平成29年6月1日現在)	非該当 (刑務所出所者等の専門的な受け入れ施設ではないため、定員概念なし)
受け入れ実績 (H28年委託実人員)	約10,000人	約2,000人
入所者として想定している層	・保護観察対象者 ・更生緊急保護対象者	保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、比較的自立が進みやすい者

委託保護の実施人員① (H24～H28)



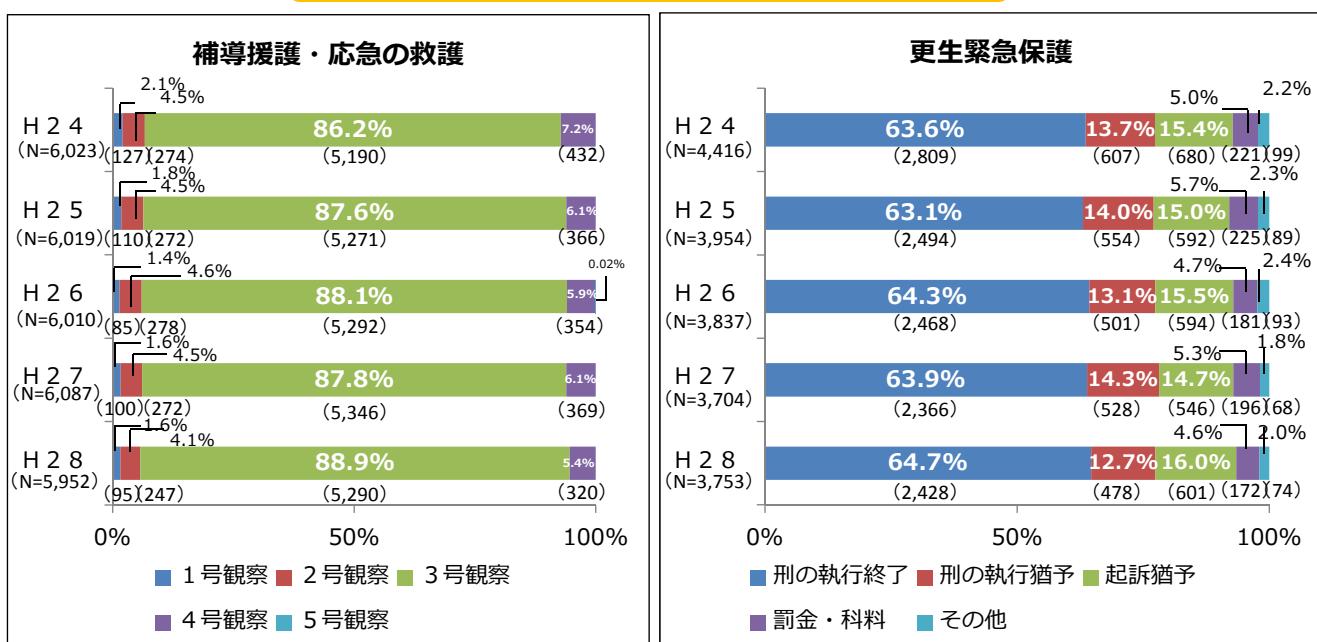
(注) 1 保護統計年報による。

2 当年新受 + 前年繰越

3 種別異動を含む。

委託保護の実施人員② (H24～H28)

更生保護施設への委託保護人員の内訳



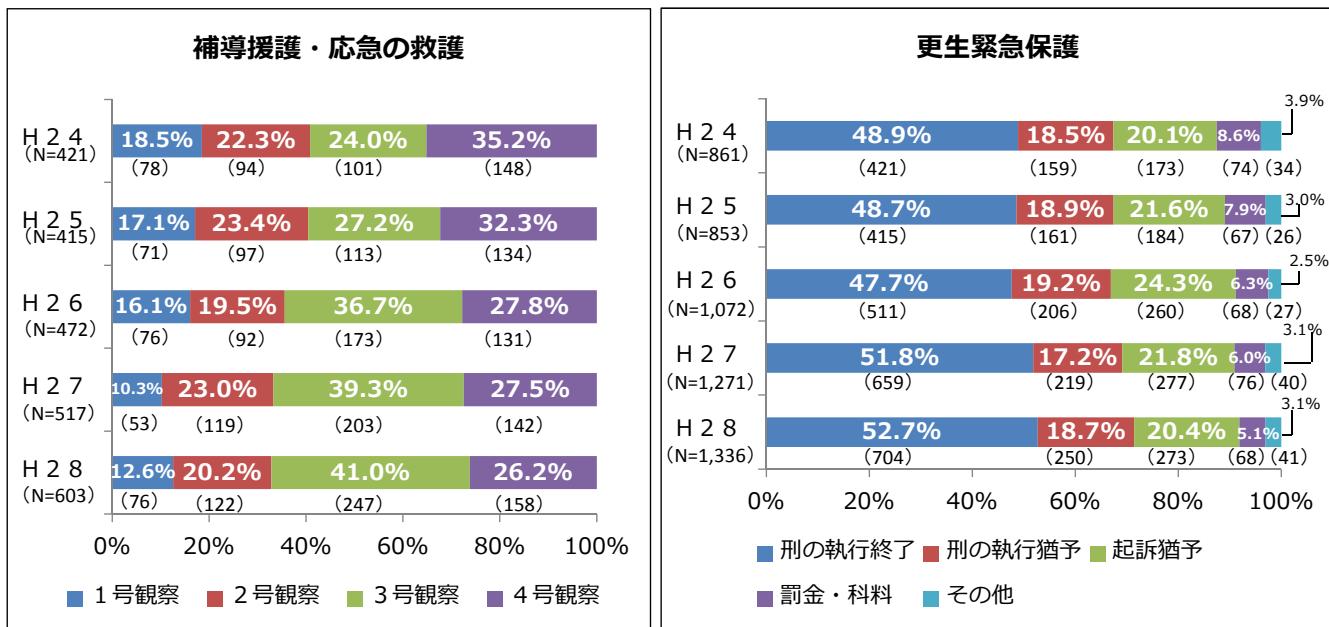
(注) 1 保護統計年報による。

2 当年新受 + 前年繰越

3 種別異動を含む。

委託保護の実施人員③ (H24～H28)

更生保護施設以外（自立準備ホーム等）への委託保護人員の内訳

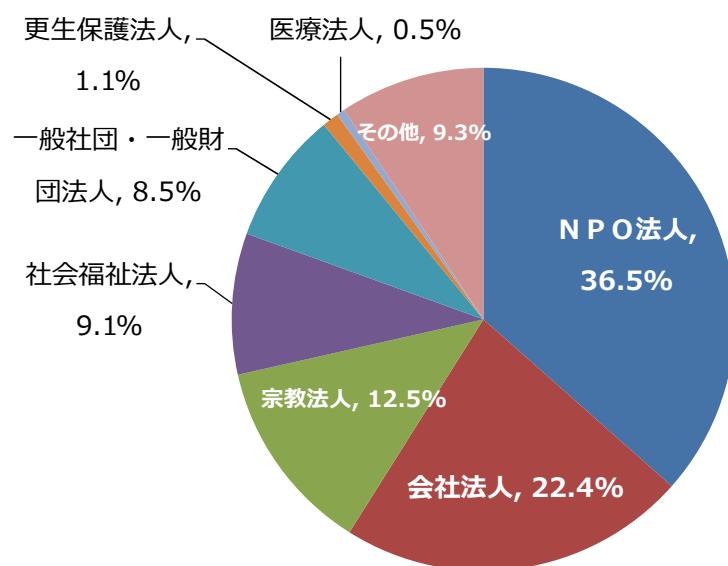


(注) 1 保護統計年報による。

2 当年新受 + 前年繰越

3 種別異動を含む。

【参考】自立準備ホームの登録事業者種別 (平成29年4月1日現在)



NPO法人	会社法人	宗教法人	社会福祉法人	一般社団・一般財団法人	更生保護法人	医療法人	その他	総数
137	84	47	34	32	4	2	35	375
36.5%	22.4%	12.5%	9.1%	8.5%	1.1%	0.5%	9.3%	100%

(注) 保護局調査による。

更生保護施設に対する「通所処遇」の委託 (フォローアップ事業：平成29年度～)

目的

(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした継続的な支援を実施するもの。

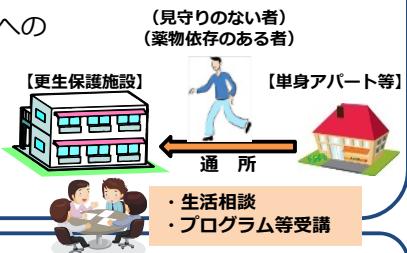
内容

- **生活相談支援**
更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応**（自立更生に向けた助言・支援）
 - **薬物依存回復支援**
 - ①更生保護施設職員等が実施する**薬物依存回復プログラム**
 - ②更生保護施設職員等が実施する**グループミーティング**（※）
- （※）依存性薬物の使用経験がある者が自らの体験を話し合い、依存からの回復を目指す集団処遇

対象

保護観察対象者及び**更生緊急保護対象者**のうち、**支援内容に応じて**、次のとおり規定

- ①**生活相談支援**
原則として、**更生保護施設を退所した者**のうち更生保護施設への**通所が可能**であること 又は **更生保護施設職員の往訪**による定期的な接触が見込まれる者
- ②**薬物依存回復支援**
更生保護施設への**通所が可能**であり、依存性**薬物への依存**が認められる者



位置付け
法制上の
位置付け

- **一時保護事業**（更生保護事業法第2条第3項）
- 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適応させるために必要な生活指導**」（更生保護法第58条第6号、第85条第1項）の委託

【参照条文】 更生保護事業法（平成7年法律第86号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

- 一 保護観察に付されている者
 - 二 罰役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者
 - 三 罰役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第1号に該当する者を除く。次号及び第5号において同じ。）
 - 四 罰役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者
 - 五 罰金又は料料の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者
 - 六 労役場から出場し、又は仮出場を許された者
 - 七 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者
 - 八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（第1号に該当する者を除く。次号において同じ。）
 - 九 婦人補導院から退院し、又は仮退院を許された者
 - 十 国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）第16条第1項第1号若しくは第2号の共助刑の執行を終わり、若しくは同法第25条第2項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は同法第21条の規定により適用される刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第480条若しくは第482条の規定によりその執行を停止されている者
- 3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

- 4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第2項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。
- 5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。
- 6 この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。
- 7 この法律において「更生保護施設」とは、被保護者の改善更生に必要な保護を行う施設のうち、被保護者を宿泊させることを目的とする建物及びそのための設備を有するものをいう。

(継続保護事業の認可)

第45条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 継続保護事業の内容
- 四 被保護者に対する処遇の方法
- 五 更生保護施設の規模及び構造並びにその使用の権原
- 六 実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 七 更生保護法人以外の者にあっては、前各号に掲げる事項のほか、定款その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

(認可の基準等)

第46条 法務大臣は、前条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

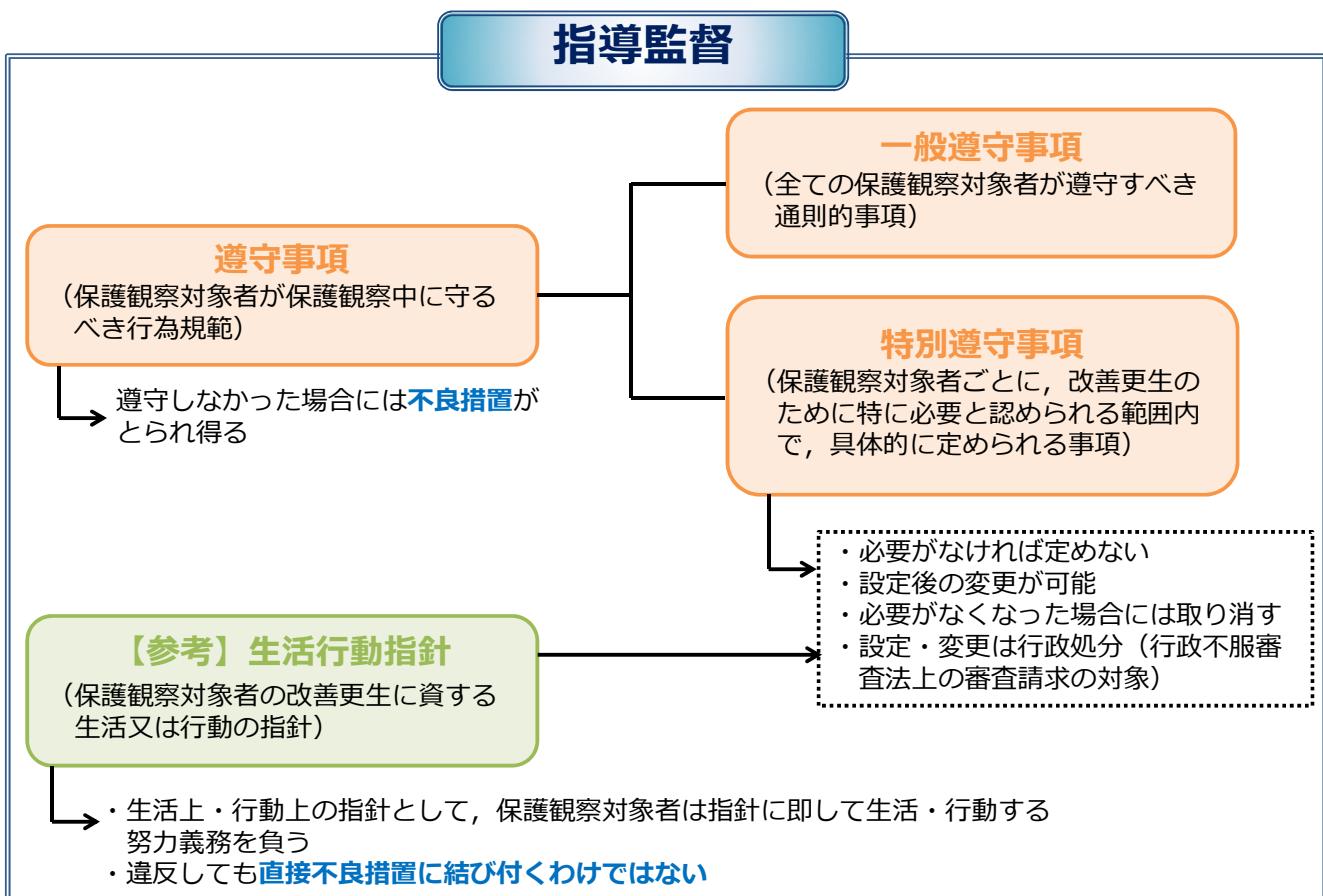
- 一 被保護者に対する処遇の方法が第49条の2の基準に適合するものであること。
 - 二 更生保護施設の規模及び構造が法務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 実務に当たる幹部職員が法務省令で定める資格又は経験並びに被保護者に対する処遇に関する熱意及び能力を有すること。
 - 四 職業紹介事業を自ら行おうとする者にあっては、職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定により職業紹介事業を行う許可を得ていること。
 - 五 更生保護法人以外の者にあっては、前各号に掲げる事項のほか、経営の組織及び経理の方針が一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれに準ずるものであって、当該事業を営むための経済的基礎が確実であり、かつ、経営の責任者が社会的信望を有すること。
- 2 前項の認可には、当該継続保護事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

(一時保護事業及び連絡助成事業の届出)

第47条の2 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 事業の種類及び内容
- 四 更生保護法人以外の者にあっては、前各号に掲げる事項のほか、定款その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

保護観察における遵守事項について



特別遵守事項の類型・設定例①

更生保護法 第51条第2項	特別遵守事項の類型	標準設定例
第1号	犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。	<ul style="list-style-type: none">暴力団関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと暴力団事務所に出入りしないこと暴力団の名刺、バッジ等を所持しないこと暴走族関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと暴走族の集会や暴走行為を見に行かないこと特攻服を入手したり着たりしないこと共犯者との交際を絶ち、一切接触しないことチームやギャングのメンバーとの交際を絶ち、一切接触しないこと競馬場、競輪場、競艇場などのギャンブルが行われる場所に出入りしないことパチンコ店やスロット店に出入りしないこと違法カジノなど賭博行為が行われる場所に出入りしないこと酒を一切飲まないこと自宅以外の場所で、酩酊するまで飲酒しないこと1日当たりビール中びん1本以上飲まないこと

特別遵守事項の類型・設定例②

更生保護法 第51条第2項	特別遵守事項の類型	標準設定例
第1号	<p>犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・覚せい剤、大麻、麻薬などの規制薬物、指定薬物又は危険ドラッグの使用者や密売人と一切接触しないこと ・危険ドラッグを入手し、又は使用しないこと ・注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと ・シンナーなどの有機溶剤の乱用者や密売人と一切接触しないこと ・正当な理由なくシンナーなどの有機溶剤を入手しないこと ・他人の身辺につきまとわないこと ・子どもの身辺につきまとわないこと ・小学校や児童館など子どもが集まる施設に出入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと ・被害者等に一切接触しないこと ・被害者等に直接会わないこと ・被害者等の身辺につきまとわないこと ・被害者等の自宅や職場付近をはいかいしないこと ・深夜に無断外出しないこと ・深夜にはいかいしたりたむろしたりしないこと

特別遵守事項の類型・設定例③

更生保護法 第51条第2項	特別遵守事項の類型	標準設定例
第2号	<p>労働に従事すること、通学することその他の再び犯罪をすることがなく又は非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、又は継続すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動を行い、又は仕事をすること ・親元で家業に従事すること ・精神科医の指示に従って、幻覚、妄想の症状抑制又は緩和に必要な服薬を継続すること
第3号	<p>7日未満の旅行、離職、身分関係の異動その他の指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3泊以上の外泊をするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること ・仕事をやめたり転職しようしたりするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること ・配偶者と別居するときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること
第4号	<p>医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けすこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪者処遇プログラムを受けること ・薬物再乱用防止プログラムを受けること ・暴力防止プログラムを受けること ・飲酒運転防止プログラムを受けること

特別遵守事項の類型・設定例④

更生保護法 第51条第2項	特別遵守事項の類型	標準設定例
第5号	法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適當と認められる特定の場所であつて、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して指導監督を受けること。	○年○月○日から○年○月○日までの間、○市○○所在の○○保護観察所に附設された宿泊施設（○○自立更生促進センター）に宿泊して指導監督を受けること
第6号	善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。	保護観察所の長の定める計画に基づき社会貢献活動を行うこと
第7号	その他指導監督を行うため特に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと ・保護観察所の長の定める交通に関する学習をすること

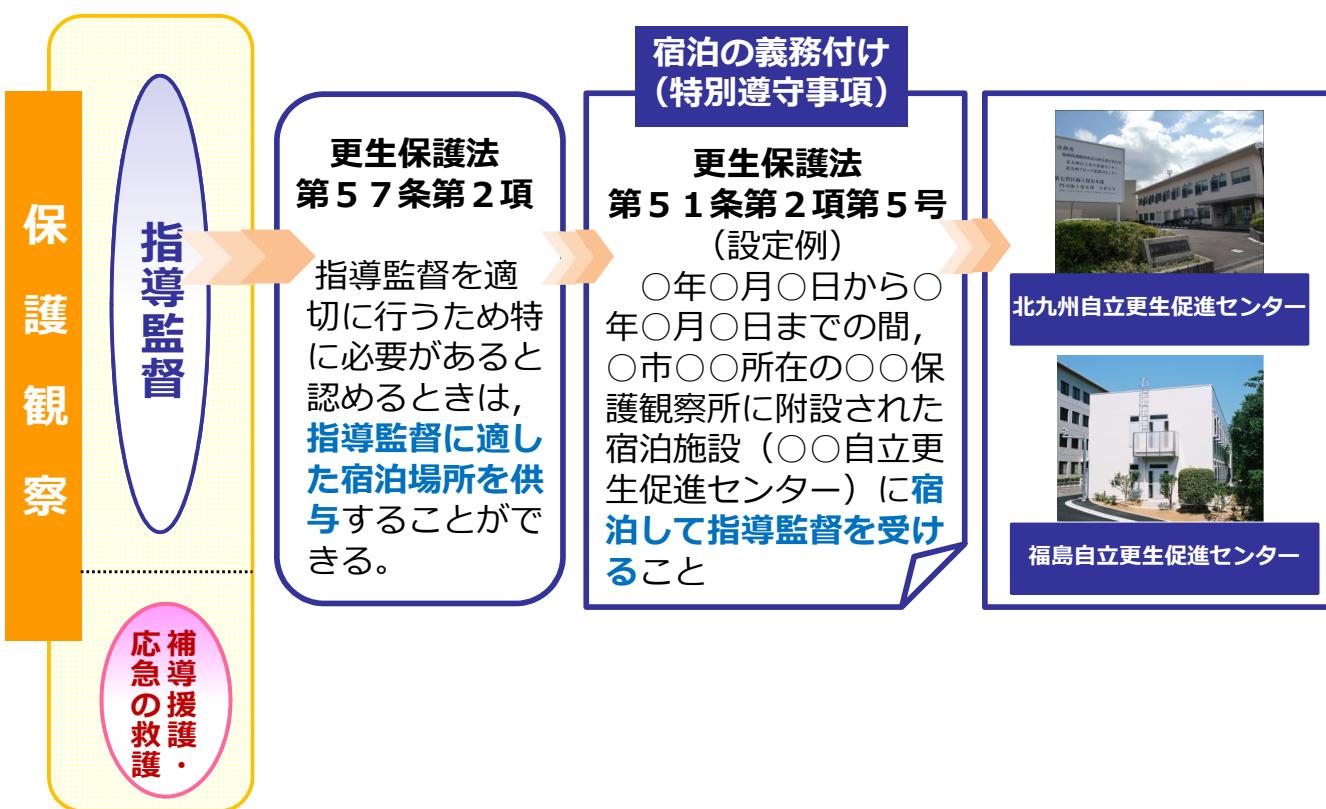
特別遵守事項の設定・変更者

保護観察対象者	設定・変更者	他機関からの意見聴取・申出の要否
保護観察処分少年	保護観察所長	保護観察処分の決定をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて定める（法第52条第1項）
少年院仮退院者	地方更生保護委員会	仮退院期間開始後の設定・変更は、保護観察所長からの申出が必要（法第52条第2項・第3項）
仮釈放者	地方更生保護委員会	仮釈放期間開始後の設定・変更は、保護観察所長からの申出が必要（法第52条第2項・第3項）
保護観察付全部執行猶予者	保護観察所長	<ul style="list-style-type: none"> ○保護観察開始時 判決宣告裁判所から意見を聴き、これに基づいて定める（法第52条第5項） ○保護観察開始後 保護観察所所在地を管轄する裁判所から意見を聞く（法第52条第6項）
保護観察付一部執行猶予者	(猶予期間前) 地方更生保護委員会	仮釈放され、その期間中に設定・変更する際には、保護観察所長からの申出が必要（法第52条第4項）
	(猶予期間中) 保護観察所長	保護観察所所在地を管轄する裁判所から意見を聞く（法第52条第6項）

(注) 「法」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）を指す。

自立更生促進センターへの宿泊の義務付け

(更生保護法第51条第2項第5号関係)



【参照条文】 更生保護法（平成19年法律第88号）【抄】

（一般遵守事項）

- 第50条 保護観察対象者は、次に掲げる事項（以下「一般遵守事項」という。）を遵守しなければならない。
- 一 再び犯罪をしないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
 - 二 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
 - イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
 - ロ 保護観察官又は保護司から、労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。
 - 三 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること（第39条第3項（第42条において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合及び次条第2項第5号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。）。
 - 四 前号の届出に係る住居（第39条第3項又は第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合には当該住居、次号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居）に居住すること（次条第2項第5号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。）。
 - 五 転居又は7日以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。
- 2 刑法第27条の3第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）が仮釈放中の保護観察に引き続きこれらの規定による保護観察に付されたときは、第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合及び次条第2項第5号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除き、仮釈放中の保護観察の終了時に居住することとされていた前項第3号の届出に係る住居（第39条第3項の規定により住居を特定された場合には当該住居、前項第5号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居）につき、同項第3号の届出をしたものとみなす。

(特別遵守事項)

第51条 保護観察対象者は、一般遵守事項のほか、遵守すべき特別の事項（以下「特別遵守事項」という。）が定められたときは、これを遵守しなければならない。

2 特別遵守事項は、次条に定める場合を除き、第52条の定めるところにより、これに違反した場合に第72条第1項、刑法第26条の2、第27条の5及び第29条第1項並びに少年法第26条の4第1項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

- 一 犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。
- 二 労働に従事すること、通学することその他の再び犯罪をすることがなく又は非行のない健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し、又は継続すること。
- 三 7日未満の旅行、離職、身分関係の異動その他の指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること。
- 四 医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けること。
- 五 法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であって、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して指導監督を受けること。
- 六 善良な社会の一員としての意識の涵かん養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。
- 七 その他指導監督を行うため特に必要な事項

(特別遵守事項の特則)

第51条の2 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者については、次条第4項の定めるところにより、規制薬物等（同法第2条第1項に規定する規制薬物等をいう。以下同じ。）の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための前条第2項第4号に規定する処遇を受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に刑法第27条の5に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

- 2 第4項の場合を除き、前項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を刑法第27条の2の規定による猶予の期間の開始までの間に取り消す場合における第53条第4項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とする。
- 3 第1項の規定は、同項に規定する者について、次条第2項及び第3項の定めるところにより仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放の時までに定める場合に準用する。この場合において、第1項ただし書中「第27条の5」とあるのは、「第29条第1項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項に規定する者について、仮釈放を許す旨の決定をした場合においては、前項の規定による仮釈放中の保護観察における特別遵守事項の設定及び第1項の規定による猶予期間中の保護観察における特別遵守事項の設定は、釈放の時までに行うものとする。
- 5 前項の場合において、第3項において準用する第1項の規定により定められた仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における第53条第2項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とし、第1項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における同条第4項の規定の適用については、同項中「刑法第27条の2の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要」とあるのは、「釈放までの間に、特に必要」とする。

(特別遵守事項の設定及び変更)

- 第52条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、法務省令で定めるところにより、少年法第24条第1項第1号の保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。これを変更するときも、同様とする。
- 2 地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者について、保護観察所の長の申出により、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項を定めることができる。保護観察所の長の申出により、これを変更するときも、同様とする。
- 3 前項の場合において、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出を要しないものとする。
- 4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第27条の2の規定による猶予の期間の開始の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項（猶予期間中の保護観察における特別遵守事項に限る。以下この項及び次条第4項において同じ。）を定め、又は変更することができる。この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。
- 5 保護観察所の長は、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付されている保護観察付執行猶予者について、その保護観察の開始に際し、法務省令で定めるところにより、同項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。
- 6 保護観察所の長は、前項の場合のほか、保護観察付執行猶予者について、法務省令で定めるところにより、当該保護観察所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対し、定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項の内容を示すとともに、必要な資料を提示して、その意見を聴いた上、特別遵守事項を定め、又は変更することができる。ただし、当該裁判所が不相当とする旨の意見を述べたものについては、この限りでない。

(特別遵守事項の取消し)

- 第53条 保護観察所の長は、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者について定められている特別遵守事項（遵守すべき期間が定められている特別遵守事項であって当該期間が満了したものその他その性質上一定の事実が生ずるまでの間遵守すべきこととされる特別遵守事項であって当該事実が生じたものを除く。以下この条において同じ。）につき、必要がなくなったと認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを取り消すものとする。
- 2 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者又は仮釈放者について定められている特別遵守事項につき、必要がなくなったと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもって、これを取り消すものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前項の規定により特別遵守事項を取り消す場合について準用する。
- 4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項につき、刑法第27条の2の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要がなくなったと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもって、これを取り消すものとする。この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項を取り消すときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。

(生活行動指針)

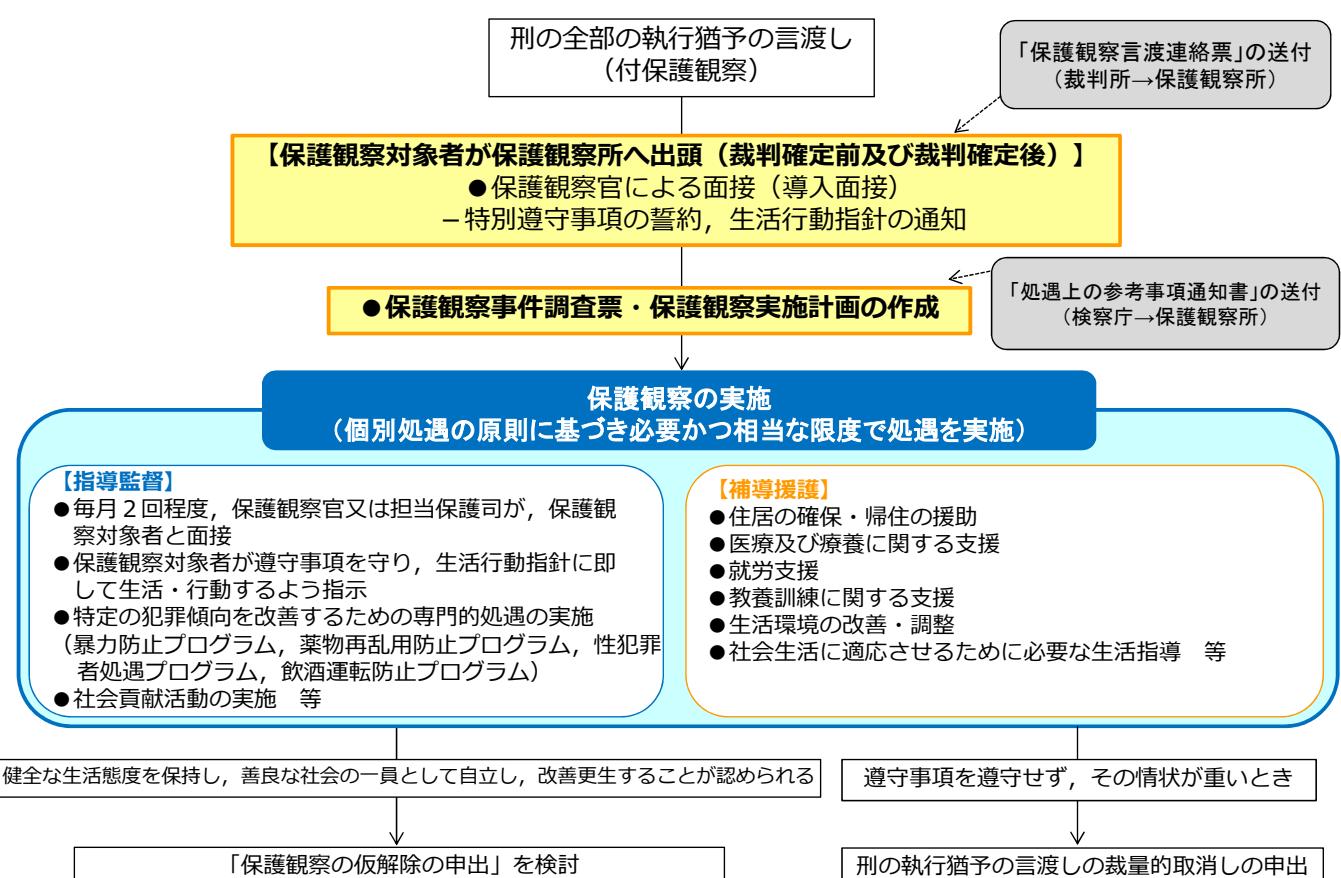
- 第56条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針（以下「生活行動指針」という。）を定めることができる。
- 2 保護観察所の長は、前項の規定により生活行動指針を定めたときは、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者に対し、当該生活行動指針の内容を記載した書面を交付しなければならない。
- 3 保護観察対象者は、第1項の規定により生活行動指針が定められたときは、これに即して生活し、及び行動するよう努めなければならない。

(指導監督の方法)

第57条 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 面接その他の適切な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。
 - 二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。
 - 三 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。
- 2 保護観察所の長は、前項の指導監督を適切に行うため特に必要があると認めるときは、保護観察対象者に対し、当該指導監督に適した宿泊場所を供与することができる。

保護観察付全部執行猶予者に関する処遇の流れ（イメージ）



保護観察の仮解除について

目的

保護観察付執行猶予者のうち、健全な生活態度を保持している（遵守事項を遵守し、生活行動指針に沿った生活及び行動をしている）ものについて、保護観察における制約を緩和することにより、その改善更生に向けた意欲を一層喚起するための措置。

対象

- 保護観察付全部猶予者
- 保護観察付一部猶予者

基準

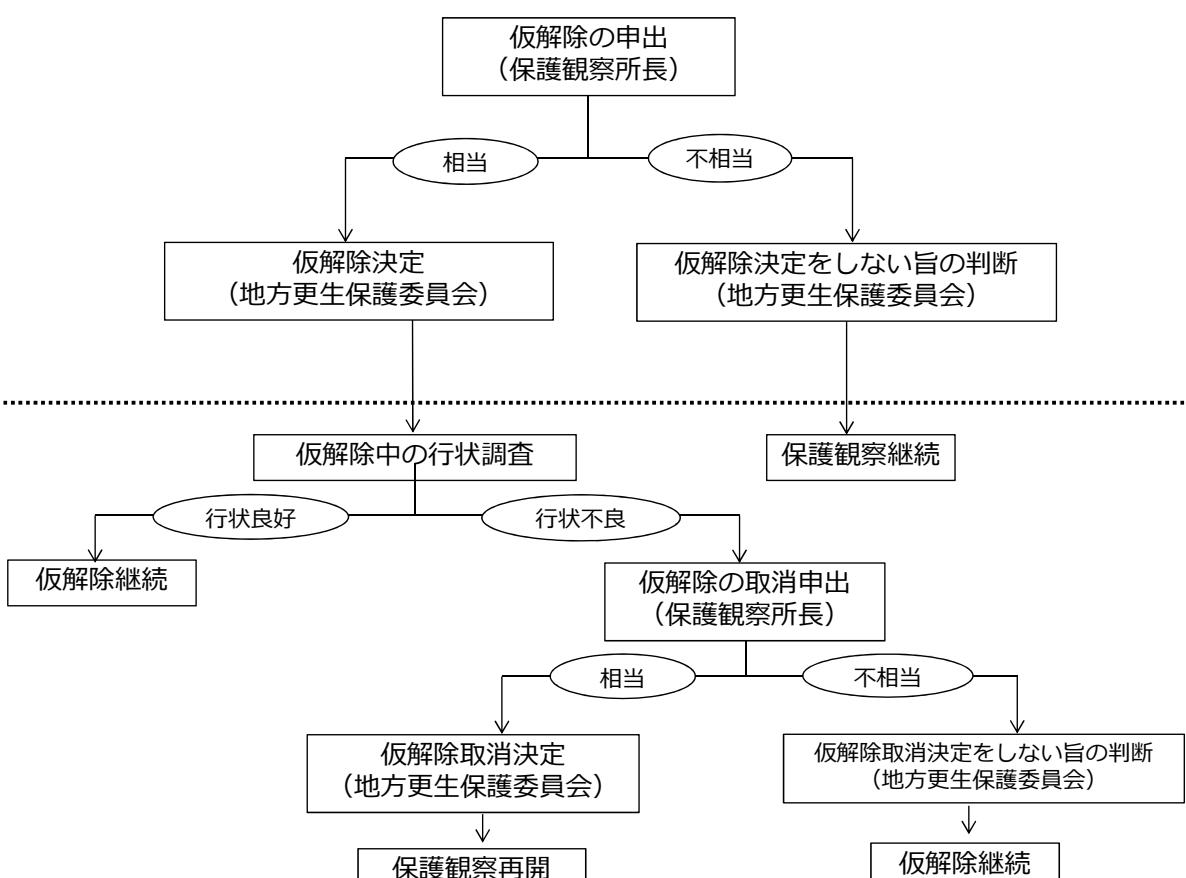
性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を仮に解除しても、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認められること。

効果

- 仮解除中は、保護観察に付せられなかったものとみなされる。
⇒ 仮解除の期間中に遵守事項を遵守しなかったとしても執行猶予を取り消されることはなく、仮解除の期間中に更に罪を犯した場合であっても、これについて1年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあれば、再度の執行猶予を付すことが可能。
- 仮解除中は、定期的に（※）、保護観察官又は保護司により行状調査が行われる。
(※) 運用上、仮解除後おおむね3ヶ月経過時点で初回調査を実施。以後、前回調査からおおむね6ヶ月経過時点で実施。
⇒ 仮解除中であっても、一般遵守事項は適用されるため、保護観察所長は、仮解除中の者の行状に鑑み、再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、速やかに、地方更生保護委員会に対して仮解除の取消申出をする。

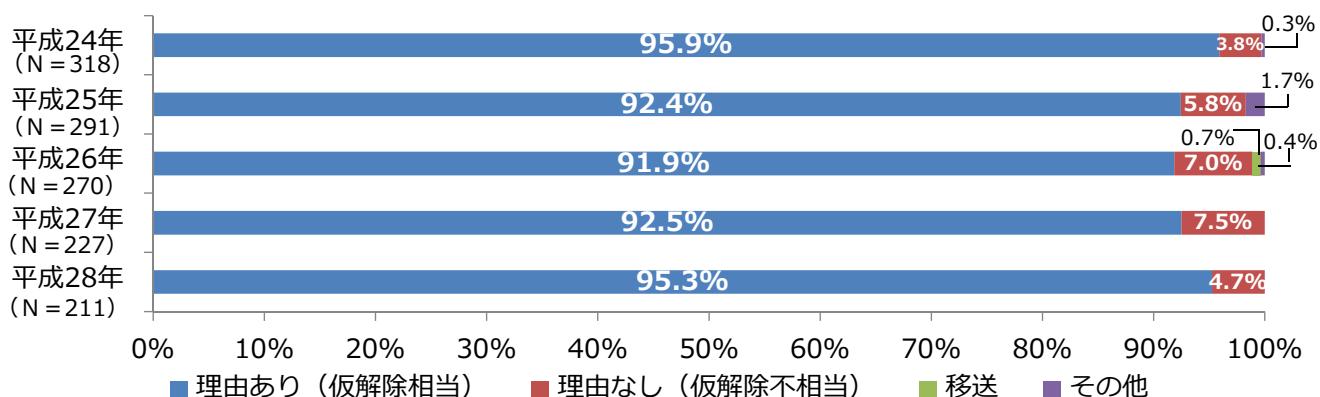
【参考】保護観察の仮解除に関する手続の流れ

仮解除の申出～仮解除の審理



仮解除審理後

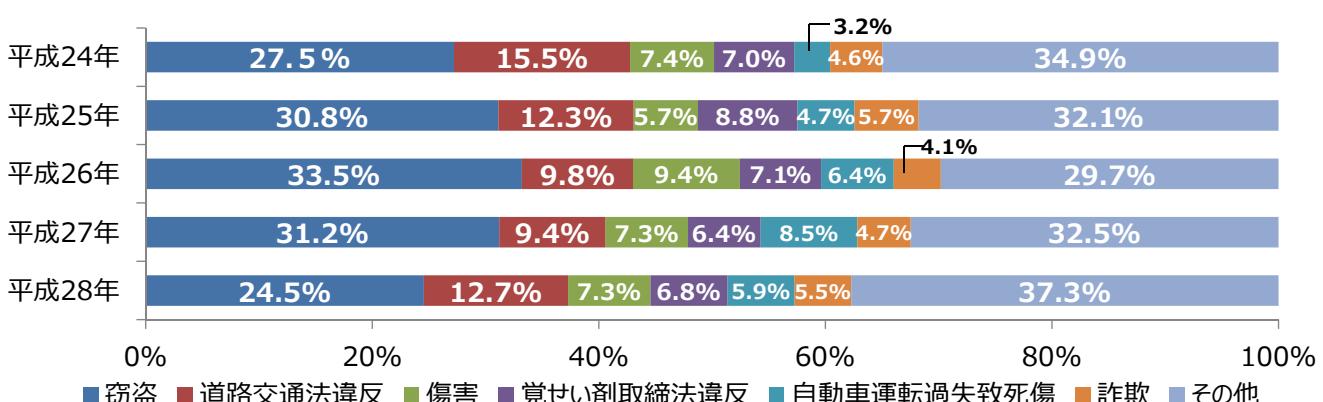
地方更生保護委員会による保護観察仮解除の審理結果別構成比 (H24~H28)



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
理由あり（仮解除相当）	305	269	248	210	201
理由なし（仮解除不相当）	12	17	19	17	10
移送	-	-	2	-	-
その他	1	5	1	-	-
総数	318	291	270	227	211

- (注) 1 保護統計年報による。
 2 「その他」は、死亡を指す。
 3 平成28年における「理由なし（仮解除不相当）」の10人については、①仮解除の申出後における事情の変化によるもの（本人の行状、環境等が変化し、当該申出の基準を満たさないこととなったもの）が5人、②仮解除の申出後に、当該申出の当否について更なる検討を要する事項が判明したことによるもの（就労状況等の実態把握が不十分であったもの）が3人、その他改善更生が不十分であると判断された者が2人であった。
 4 なお、仮解除取消しの審理終了人員については、平成24年が14人、平成25年が14人、平成26年が7人、平成27年が8人、平成28年が4人であり、いずれの年においても、全て「理由あり」（申出認容）となっている。

仮解除の状態で保護観察期間を満了した者の罪名別構成比 (H24~H28)

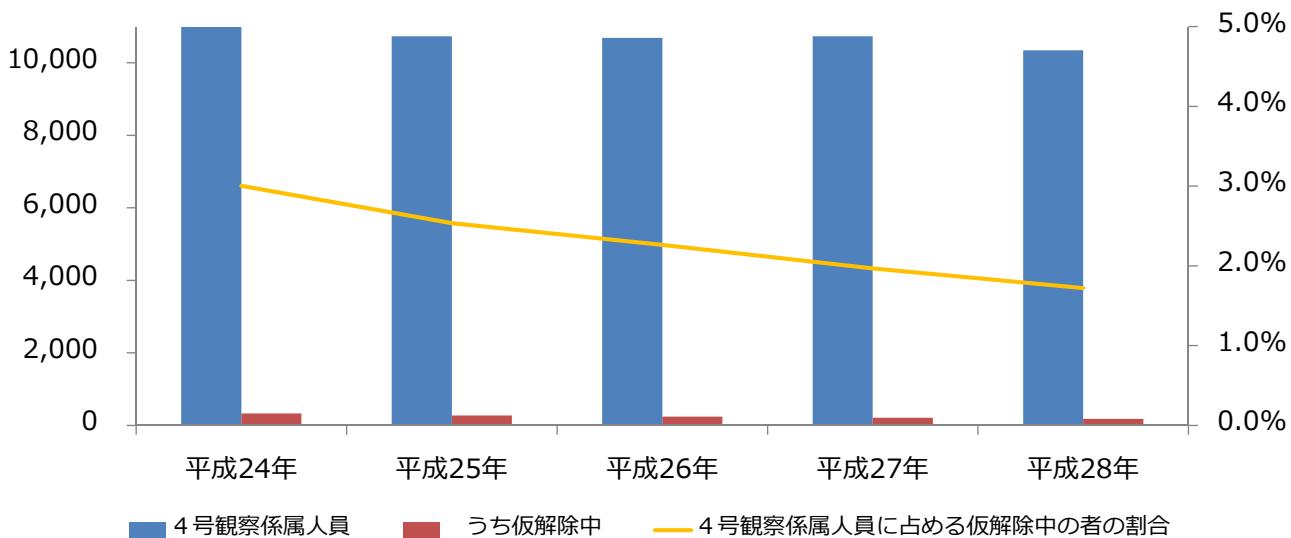


	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
窃盗	78 (27.5%)	98 (30.8%)	89 (33.5%)	73 (31.2%)	54 (24.5%)
道路交通法違反	44 (15.5%)	39 (12.3%)	26 (9.8%)	22 (9.4%)	28 (12.7%)
傷害	21 (7.4%)	18 (5.7%)	25 (9.4%)	17 (7.3%)	16 (7.3%)
覚せい剤取締法違反	20 (7.0%)	28 (8.8%)	19 (7.1%)	15 (6.4%)	15 (6.8%)
自動車運転過失致死傷	9 (3.2%)	15 (4.7%)	17 (6.4%)	20 (8.5%)	13 (5.9%)
詐欺	13 (4.6%)	18 (5.7%)	11 (4.1%)	11 (4.7%)	12 (5.5%)
その他	99 (34.9%)	102 (32.1%)	79 (29.7%)	76 (32.5%)	82 (37.3%)
総数	284 (100%)	318 (100%)	266 (100%)	234 (100%)	220 (100%)

- (注) 1 保護統計年報（正誤表を踏まえた修正後の数値）による。
 2 「総数」とは、4号観察の期間満了時に仮解除中であった者の総数を指す。
 3 平成28年4号観察開始人員の罪名別構成比

窃盗：34.2%， 覚せい剤取締法違反：14.4%， 傷害：7.6%， 道路交通法違反：5.4%，
 詐欺：4.8%， 自動車運転過失致死傷：2.0%， その他：31.6%

保護観察の仮解除中の者の人員（H24～H28：年末現在）



(注) 保護統計年報による。

【参照条文①】 刑法（明治40年法律第45号）【抄】

（刑の全部の執行猶予）

第25条 次に掲げる者が3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

- 一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
 - 二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
- 2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者が1年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第1項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

（刑の全部の執行猶予中の保護観察）

第25条の2 前条第1項の場合においては猶予の期間中保護観察に付すことができ、同条第2項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

- 2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。
- 3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、前条第2項ただし書及び第26条の2第2号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

（刑の全部の執行猶予の裁量的取消し）

第26条の2 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

- 一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。
- 二 第25条の2第1項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。
- 三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。

(刑の一部の執行猶予)

- 第27条の2 次に掲げる者が3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。
- 一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
 - 二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者
 - 三 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
- 2 前項の規定によりその一部の執行を猶予された刑については、そのうち執行が猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算する。
- 3 前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時において他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第1項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から起算する。

(刑の一部の執行猶予中の保護観察)

- 第27条の3 前条第1項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。
- 2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。
- 3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第27条の5第2号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(刑の一部の執行猶予の裁量的取消し)

- 第27条の5 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。
- 一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。
 - 二 第27条の3第1項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

【参照条文②】

更生保護法（平成19年法律第88号）〔抄〕

（保護観察の仮解除）

- 第81条 刑法第25条の2第2項又は第27条の3第2項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもつてするものとする。
- 2 刑法第25条の2第2項又は第27条の3第2項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者については、第49条、第51条から第58条まで、第61条、第62条、第65条から第65条の4まで、第79条及び前条の規定は、適用しない。
- 3 刑法第25条の2第2項又は第27条の3第2項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者に対する第50条及び第63条の規定の適用については、第50条第1項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第2号口及び第3号に掲げる事項を除く」と、同項第2号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第5号中「転居又は7日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第63条第2項第2号中「遵守事項」とあるのは「第81条第3項の規定により読み替えて適用される第50条第1項に掲げる事項」とする。
- 4 第1項に規定する処分があったときは、その処分を受けた保護観察付執行猶予者について定められている特別遵守事項は、その処分と同時に取り消されたものとみなす。
- 5 地方委員会は、刑法第25条の2第2項又は第27条の3第2項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、保護観察所の長の申出があつた場合において、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、決定をもつて、これらの規定による処分を取り消さなければならない。

【参照条文③】
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律
(平成25年法律第50号) [抄]

第4条 前条に規定する者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、刑法第27条の3第1項の規定にかかわらず、猶予の期間中保護観察に付する。

2 刑法第27条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定により付けられた保護観察の仮解除について準用する。

【参照条文④】
犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則
(平成20年法務省令第28号) [抄]

(保護観察の仮解除の基準等)

第103条 法第81条第1項に規定する申出は、健全な生活態度を保持している保護観察付執行猶予者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときにするものとする。

第104条 法第81条第1項の決定は、前条の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

(保護観察の仮解除中における調査等)

第105条 保護観察所の長は、刑法第25条の2第2項又は第27条の3第2項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者の行状について、保護観察官又は保護司をして、定期的に調査を行わせるものとする。再び保護観察を実施する必要があるか否かを判断するために必要があると認めるときも、同様とする。

2 保護観察所の長は、前項の規定による調査の結果その他により、同項の保護観察付執行猶予者について、その行状にかんがみ再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、速やかに、書面により、法第81条第5項に規定する申出をするものとする。

施設内処遇と社会内処遇の連携について

～仮釈放者に関する主な処遇の連携イメージ～

